



高齢の母が催眠商法にハマリ 生活費を失った…!!

母親から生活費が足りないと相談された。無料の商品がもらえるという会場に通い、母だけがカーテンで仕切った小部屋に入り、複数の販売員に勧誘され、いろいろな商品を次々に契約させられていたことがわかった。不要な商品なので、解約できるのか？

あら…お母さん どうしたの!?

生活費がないんだけど…。 どうしよう…。



催眠商法とは…

会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。商品を買いつけた結果、老後のための貯蓄を取り崩したり、保険を解約する状況になるまで追い込まれたりします。

契約をしてしまったら…

特定商取引法の訪問販売に当たる場合、法定書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフを申し出ることができます。また、大量に商品を購入させられた場合には、契約の取り消し等を申し出ることができます。

催眠商法の流れとは…

見守り、サポートが必要です!!
不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター(☎188)等へ相談しましょう!!



商品の説明や健康関連の話を1時間ほど聞き、無料商品ももらう。安価な商品を購入する。

▶**きっかけは…**
知人に誘われた。無料で商品がもらえるチラシ、DMなど。



毎日のように通うようになる。

▶**通いつける理由…**
無料・割引商品・割引券・スタンプカード・特典等があったり、販売員の話や健康講座が楽しい。



高額な商品の購入を勧誘され、高額と思いながらも購入してしまう。

▶**購入した理由…**
販売員が「特別販売、特別割引」と言ったり「あなたのために勧めている」と説得し続ける。



本人、または、周囲の人が「おかしい」と気付き相談に至る。

▶**気付くきっかけ…**
支払いが困難になり、周囲に借金を持ちかけたり、自宅に商品が増える。

国民生活センター 2019年9月26日 公表資料より

奈良県消費生活センター

〒630-8122
奈良市三条本町8-1
シルキア奈良2F
☎0742-36-0931



消費者
ホットライン
☎188

奈良県消費生活センター
中南和相談所

〒635-0085
大和高田市片塩町12-5
大和高田市市民交流センター3F
☎0745-22-0931



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。



不審な請求への対応の仕方



【相談事例①】

アダルトサイトの画像をクリックしたら、「登録が完了しました。登録料は30万円です。誤って登録された場合、次の電話番号に連絡して、退会申請をしてください。」と表示された。支払わなければならないのか。また、連絡した方がよいだろうか。(40歳代 男性)



【相談事例②】

弁護士事務所から、商品の購入代金の支払いを求める「督促状」が郵送されてきた。しかし、そのような商品を購入した覚えはない。督促状は偽物だと思うので、無視してもよいだろうか。(50歳代 女性)



「ワンクリック請求」は無視!!



ワンクリック請求



ゲーム、芸能情報、占いなどのサイトからアダルトサイトに誘導されるケースもあります。

サイトへ接続しただけでは、個人を特定する情報が相手に知られることはありません。慌てて相手に連絡してしまうと、新たに個人情報を知られかねません。請求には応じず放置しましょう。

サイト内のボタンを安易にクリック・タップしない!!

決して業者へ連絡しない!!

※電話やメールで連絡すると、電話番号やメールアドレスが知られてしまい、さらに住所、氏名、生年月日、クレジットカード番号等の個人情報聞き出そうとするので注意が必要です。

慌ててお金を払わない!!

弁護士からの督促は慎重に!!



弁護士からの督促



正当な請求なのか、偽の請求(架空請求)なのかわからないので、注意が必要です。

ただし、商品代金等の正当な請求を放置して支払わないと、売り主から依頼を受けた弁護士が督促することとなり、裁判所への法的手続きが開始される場合もあるので注意しましょう。このような督促は無視してはいけません。

以前に購入して支払いを忘れていた契約はないか、家族があなたの名義で購入していないか等を十分に確認する!!

不審だなと思ったら、弁護士や弁護士会のホームページ等で連絡先を調べ、請求内容を問い合わせる!!

裁判所からの重要な文書「特別送達」は、郵便配達担当者から名宛て人に直接手渡ししが原則、普通郵便で届いたら架空請求の可能性が高いので注意する!!



不審な請求に不安を感じた場合や、内容を確認する連絡先がわからないような場合には、消費生活センターに相談してください!!

クリーニング受け渡し時には、必ず状態を確認 しましょう!!



【事例】

ジャンパーを7ヶ月前にクリーニングに出した。すぐに引き取ったが、状態を確認せずにしまい、着ようとしたら、ジツパーの布地が引きつって着られる状態ではなかった。クリーニング店に伝えると「6ヶ月も過ぎてから苦情を言われても、引き取った後の事故によるものかクリーニング時の処理の仕方の問題かどちらかわからない」と言われた。
(70歳代)

クリーニングによるトラブルは、複数の要素が重なって発生することもあるため原因の特定が難しく、時間が経つと解決がより難しくなります。クリーニングに出す時、受け取る時には、必ず衣類の状態や処理方法を店舗側と一緒によく確認しましょう。



「クリーニング事故賠償基準」を使用してトラブルの対処をする店舗もありますが、使用していない店舗もあります。利用する店舗のルールを確認しましょう。



「クリーニング事故賠償基準」に基づき賠償される場合は、購入時からの経過月数などが勘案されるので、購入時の金額が戻ってくるわけではありません。



◎困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。
(消費者ホットライン 188)

※「クリーニング事故賠償基準」はSマーク(「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店)、LDマーク(クリーニング生活衛生同業組合の加盟店)のある店舗が使用しています。

ポイント



受け取ったら
即確認!!

国民生活センター「見守り新鮮情報 第476号」より



消費者カクイズ



Q1. ポリウレタンについて述べた文のうち、適切なものを選びましょう。(1つ選ぶ)

- A: 主な成分はタンパク質で、吸湿性は高いが紫外線で黄変、劣化しやすい。
- B: 半合成繊維で絹に似た光沢があり、吸湿性がある。ひっぱりや摩擦に強い。
- C: 布団や衣料品の詰め物として利用される。軽くて柔らかく保湿性も高い。
- D: 石油などが原料で軽くて伸縮性に富み丈夫。塩素漂白剤や日光に弱く劣化する。

Q2. 次の文の()にあてはまる語句を選びましょう。(1つ選ぶ)

天然繊維で動物繊維でもある、絹や毛の主成分は()である。虫害を受けやすい。毛は縮れがあるため保湿性は高く、絹はしなやかで美しい光沢を持っているのが特徴である。

- A. 脂質
- B. セルロース
- C. タンパク質
- D. 糖質



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら
消費者ホットライン ☎ 188まで



スマートフォン・タブレットなどインターネットを安全に利用するために トラブル対策講座 ③トラブルを未然に防ぐ対策

ウイルス対策でできること!!

外部からのアクセスをチェックし、悪意のある仕掛けからスマホを守ります!!



問題のないメールやメルマガなど配信を希望したメール、友人・知人からのメッセージ、信用できるアプリ 他

ウイルス対策によってリスクはかなり軽減されますが、完璧なものではないので、不審なメールや動作があったときは、慎重に対応しましょう。

▶ ウイルス対策の機能は利用端末やサービスによって異なります。詳しくは、携帯電話ショップなどに相談してください。

総務省「トラブル対策ブック アクティブシニア対象」より



消費者カクイズ答え



Q1 解答: D

解説: Aは絹や毛、Bはアセテート、Cはダウンやフェザーの特徴である。ポリウレタンは合成繊維で、石油などを原料にして化学的に合成した高分子物質を繊維状にしたものである。伸縮性のあるジーンズなどに利用されている。

Q2 解答: C

解説: 動物繊維は、動物体の分泌物または体毛から得られる繊維類の総称で、主成分はタンパク質である。そのため虫害を受けやすい。Bのセルロースは、植物繊維細胞の一つで綿や麻の主成分である。綿や麻は、植物からとれる繊維である。

発行: 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルクア奈良2階
Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

なら こじかつうしん 4月号 (2024年3月25日発行)

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syouhiseikatsucenter/>



奈良県消費生活センター
マスコット しっかりくん



ホームページ